

令和 2 年第 8 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和 2 年 8 月 2 5 日)



局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、5番 塩野委員、7番 松宮委員、14番 田中委員の3名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております2議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和2年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]  
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、11名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]  
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、9番 岩崎委員さんと13番 瀧下委員さんを指名いたします。

[日程 2]  
議 長

日程2 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第19号は、〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が、〇の〇が所有する農地に住宅を建設するため転用するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長  
(議案第19号資料説明)  
この申請は、借手である〇〇氏が、〇の〇〇があるおおい町〇〇に居住することを希望されたものであり、〇及び〇〇と居住する住宅を建築するためのものです。  
この申請地の農地区分につきましては、おおい町役場から300m以内にあることから第3種農地に該当します。よって転用可能と判断いたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松井委員 はい、議長。  
こちらは20日に田中委員と現地を確認いたしました。  
当該農地につきましては、適切な管理はされておりますが、周囲が宅地化していることから営農が難しい状況となっております。転用は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用

貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び貸借権設定許可申請審議についてを議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第20号は、〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇用の駐車場を整備するため転用するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長  
(議案第20号資料説明)  
この申請は、〇〇用の30台分の駐車場を整備するためのものです。現在、当該農地の北側と、道路をはさみ南側の土地を〇〇〇用の駐車場としてそれぞれの所有者から借りて使用していますが、手狭であることから〇〇用駐車場を確保したいため、〇〇に最も近い当該農地を駐車場整備のため転用したいとのことです。

この申請地の農地区分につきましては、おおい町役場からおおむね300m以内にあることから第3種農地に該当します。よって転用可能と判断いたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松井委員 はい、議長。  
こちら20日に田中委員と現地を確認いたしました。  
当該農地につきましては、周囲が駐車場等に囲まれていることから営農は難しいと考えられ、転用は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長       ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長       ご異議がないようでございますので、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長       それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和2年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。